

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成25年5月9日

付議事項提出部局	小俣総合支所 生活福祉課	
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条第3号	
件名	小俣保健福祉会館への指定管理者制度の導入について	
付議事項の概要	<p>旧小俣町内にある保健福祉会館全6館中5館（教育委員会管理の北部保健福祉会館を除く）への指定管理者制度新規導入をについて、ご審議いただくものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開始時期 平成26年4月1日 ○ 指定期間 3年間〔平成26～28年度〕 ○ 管理形態 各施設ごとに各指定管理者を採用する ○ 選定方法 特命（各保健福祉会館の地区運営委員会） 	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定期間の適否 ○ 選定方法の適否 	
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過 当施設は旧小俣町内に6施設あり、教育委員会管轄である公民館と併設となっている北部保健福祉会館を除く5施設が生活福祉課管轄となっている。当施設は市の行財政改革計画において、平成26年度に指定管理に移行する計画となっており、開館当時から館の管理運営を行ってきた実績のある各保健福祉運営委員会に対して、指定管理者制度について説明し、受け皿の体制づくりを行ってきた。 ・ 今後の予定 平成25年6月 市議会教育民生委員協議会で導入方針説明 市議会6月定例会に伊勢市保健福祉会館条例一部改正 議案提出 平成25年9月 市議会9月定例会で指定管理者議案提出 	
関係資料の有無（○をする）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	